

■改定内容一覧

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前(現在の会員規約)	変更後
1	1	1	1	第1条(カードの名称) 1.本カードは、デルタ航空会社(以下「提携先」といいます。)またはその関連会社が運用するマイレージプログラム(以下「スカイマイル」といいます。)に関し、提携先と三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」といいます。)が提携し、当社所定の方法で発行するもので、カードの名称は「デルタ スカイマイル ダイナースクラブカード／デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB VISAカード」(以下「カード」といいます。)と称します。	第1条(カードの名称および入会の方法) 本カードは、デルタ航空会社(以下「提携先」という)と三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が提携し、当社所定の方法で発行するもので、カードの名称は「デルタ スカイマイル ダイナースクラブカード／デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB VISAカード」(以下「カード」という)と称します。
-	-	1	2	(新設)	2.申込者は、本カード入会の申し込みにあたり、事前に提携先が運営するマイレージプログラム(以下「スカイマイルプログラム」という)に入会する必要があります。
-	-	1	3	(新設)	3.申込者は、本特約および、提携先の定める、スカイマイル メンバーシップガイドおよびプログラム規定(以下「スカイマイル規定」という)を承諾のうえ、スカイマイルプログラムに入会したうえで、直接または提携先を通じて当社にカード入会を申し込むものとします。
4	-	4	-	会員がスカイマイル メンバーシップガイド・プログラム規定(以下「スカイマイル規定」といいます。)に基づく会員資格を喪失した場合は、 本規約 による会員資格も当然に喪失したものとします。	会員がスカイマイル規定に基づく会員資格を喪失した場合は、 本特約 による会員資格も当然に喪失したものとします。
5	3(2)	5	3(2)	(2)会員資格を喪失した場合	(2)商品やサービスの購入の取消または払戻しをした場合。
6	-	6	-	第6条(スカイマイル・プログラムの変更) スカイマイル・プログラムの運用は、スカイマイル規定によるものとします。提携先は、スカイマイル・プログラムの規則、制限、特典、参加条件の全部もしくは一部を、告知の有無にかかわらず、会員の獲得されたマイル数もしくはフライト・チケットの価値に影響をあたえる場合でも、変更することがあります。	第6条(スカイマイルプログラムの変更) スカイマイルプログラムの運用は、スカイマイル規定によるものとします。提携先は、スカイマイルプログラムの規則、制限、特典、参加条件の全部もしくは一部を、告知の有無にかかわらず、会員の獲得されたマイル数もしくはフライトチケットの価値に影響をあたえる場合でも、変更することがあります。

個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項に係る特約

■改定内容一覧

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前(現在の会員規約)	変更後
1	1(2)	1	1(2)	(2)申し込みにより発行される会員(カード)番号・有効期限および変更後の会員(カード)番号・有効期限。	(2)カードに関する入会日、種別、カード番号・有効期限。
1	1(3)	1	1(3)	(3)会員(カード)番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く)。	(3)カード番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く)。